

## 商標登録に用いる商品とサービス分類の正確な理解に関するガイド

事業者が商標登録に用いる商品とサービス分類の目的、機能、方法などの関連内容を正確に理解することを支援し、商標登録出願、維持及び保護などのレベルと効率を向上させるために、本ガイドを制定する。

### 1. 商標登録に用いる商品とサービス分類の概念と機能

登録商標専用権とは、商標登録者が登録商標を認可された商品或いはサービスについて独占的に使用する権利をいい、他人が許可を得ずに同一或いは類似する商品或いはサービスに当該商標と同一或いは類似する商標を使用できない。

登録商標の使用が認可された商品とサービスの範囲は、商標見本と同一であり、登録商標専用権の範囲において決定的な役割を果たすのである。関連事業者は、商標登録に用いる商品とサービス分類の目的、機能、方法などの内容を正しく理解するつとともに、商標登録出願と使用の過程において正しく運用しなければならない。

### 2. 我が国の商標登録に用いる商品とサービス分類の方法と特徴

統一的な分類基準を確立し、共通の分類体系を形成するため、各国は、1957年にフランスのニースで協定を締結し、「商標登録に用いる商品とサービス国際分類」(すなわち、「ニース分類」)を確立した。我が国は、1988年にニース分類の商品部分の採用を開始、1993年にニース分類のサービス部分の採用を開始し、1994年に同協定に加盟した。

我が国の商標主管部門は、ニース分類に基づき、その体系、内容と規則にしたがい、実際の情況に合わせて我が国でよく使われる商品とサービスの名称を追加するとともに、各種の商品とサービスを類似群に分類し、「類似商品とサービス区分表」(以下、「区分表」と略称する)を編成した。「区分表」は、商標審査のときに類似商品とサービスを判断するための参考であり、行政機関や司法機関が商標事件を処理する際に類似商品とサービスを判断するための参考とすることができる。

区分表は、現行のニース分類と同様に、商品とサービスを45の分類に分け、その中の1~34類は商品、35~45類はサービス(役務)であり、合計1万以上の標準的商品とサービスが含まれている。ニース分類は、年1回改訂され、区分表は、それに応じて調整される<sup>1)</sup>。同時に、商標主管部門は、定期的に区分表以外で受入れ可能な商品とサービス名<sup>2)</sup>を公表している。区分表の各カテゴリー(区分)には、対応する区分のタイトル、注釈、類似群、具体的な商品或いはサービスがある。区分タイトルは、本区分に分類される商品或いはサービスの概略範囲を示している(例:区分表第41類のタイトルは「教育、トレーニング提供、娯楽、文化スポーツ活動(教育; 提供培訓; 娯楽; 文体活動)」)、注釈は、その区分に主に含まれる、或いは含まれない商品或いはサービスについて説明している(例:区分表第32類注釈部は、当該区分は主にアルコールを含まない飲料とビールを含むことを指摘し、特に含まれない具体的な商品を明示している)。類似群は、関連類似群の商品或いはサービスをまとめている(例:類似群「0613 金属容器」)。類似群には、具

体的な商品やサービス(例:150001 アコーディオン)が記載されている。一部の類似群では、同じ類似群ではないが類似する商品やサービスを構成するクロスサーチなどの関連する特殊な状況について、「注」で詳細に説明している(例:類似群1207の「注」部分は、本類似群は1211類似群と類似する)。

区分表に記載されている商品或いはサービスは、必ずしも完全な並列関係ではなく、一部の商品或いはサービスの間には、包含或いは交差の関係が存在する可能性があり、出願人は、使用時に実際の事業と使用の必要性に応じ合理的に選択することができる。

1:区分表の調整は、商品とサービスの類似関係の判断に一定の影響を及ぼす可能性があり、関連判断基準は「北京市高級人民法院商標登録権利確定行政事件審理指南」の15.13条及び19.10条などの規定を参考にすることができる

2:標準商品やサービスと同様、中国商標網-商標照会ページ-商品/サービス項目で参照することができる

### 3. 商品とサービスの指定

商標法及びその実施条例の関連規定に基づき、出願人が商標登録を出願する場合、ニース分類にしたがい、出願時に施行されている区分表に基づき指定しなければならない。「区分表」に記載されている標準商品或いはサービス名を指定することもできるし、「区分表」に掲載されていない許容できる商品或いはサービス名を指定することもできる。

区分表に含まれていない商品或いはサービスについては、標準名称、区分名称、注釈などに基づき指定しなければならない。上記の基準に基づき分類できない場合、商品とサービス分類の原則<sup>3</sup>に基づき指定する。出願人は、区分表に記載されていない商品或いはサービス名を指定する場合、名称が明確で正確であるとともに、指定商品或いはサービスを他の項目と効果的に区別するのに十分であることを確保しなければならない。曖昧或いは意味が不明確、社会主義の道徳に有害、或いはその他の悪影響を及ぼす言葉などを使用しないようにしなければならない。同時に、指定名称は、我が国の公用語文字及び句読点の表現方式に適当し、簡体字で表現すべきであり、関連する具体的な注意事項及び例を中国商標網の関連内容<sup>4</sup>で参照することができる。出願人は、商品或いはサービスに関連する説明資料を添付することができるが、当該資料の役割は商品或いはサービス名を説明することに限られ、特定の項目の構成部分には属さない。

3:参照「商標審査審理指南」第二部第六章の関連内容

4:商標登録用商品とサービス項目指定指南 <http://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/sbsq/sphwfl/>

### 4. 同一或いは類似商品やサービスの判断

商標法第30条及び第31条の規定にしたがい、同一或いは類似の商品やサービスに既に先願或いは登録済みの商標が存在する場合、後に同一或いは類似の商標の登録は許可することができない。したがって、具体的な商品やサービス間の類似関係が構成されているか否かは、商標出願の登録及び保護に重要な意義がある。

商標登録秩序を安定させ、審査審理の効率を向上させ、審査審理の基準を統一するために、

類似商品やサービスの判定は、区分表を参照しなければならない。同一の商品やサービスとは、通常、名称が同一の商品やサービスをいい、或いは名称は異なるものも存在するが、実質的に同一であり、関連公衆が通常同一の事物に属すると考える商品或いは同一方式のサービスをいう。類似商品とは、商品が機能、用途、生産部門、販売ルート、消費対象などの面で密接に関連している商品をいう。類似サービスとは、サービスの目的、内容、方式、対象などの面で密接に関連しているサービスをいう。区分表は、類似の関係にある商品やサービスを類似群に分類するため、類似群は、商品やサービスの類似関係を判断する主要な参考となる。ほとんどの場合、区分表の同じ類似群内の商品やサービスは、類似を構成し、異なる類似群の商品やサービスとは、原則的に類似を構成しない。

例：

類似群「2111 断熱用具」の商品は、類似群「2112 家庭用掃除用具」の商品と類似商品を構成していない。

特定の場合、同一の類似群の商品やサービスの項目すべてが類似を構成するわけではなく、区分表は、類似関係に基づきそのような商品やサービスの項目をさらにいくつかの分野（通常、（一）（二）で表示する）に分け、同一分野の商品やサービスは、原則的に類似を構成し、異なる分野の商品やサービスの項目の類似関係は、関連類似群後の「注」と結付けて具体的に判断する必要がある。

例：

類似群「1703 ゴム、樹脂、繊維製品」では、商品を4つの分野に分け、その後の「注」では、各部分間の商品は類似せず、かつ（四）の各商品間も類似しないことを明記している。

特定の類似群或いは個別の商品やサービスの項目については、他の類似群或いは他の類似群の関連商品やサービスとクロスサーチ或いは類似する状況があり、そのような状況も関連類似群の後の「注」と結付けて具体的に判断する必要がある。

例：

類似群「0907 通信ナビゲーション設備」の後の「注」は、この類似群の「電話機」の商品は類似群 0903 の「ファクシミリ機器、ファクシミリ」と類似商品を構成することを明記している。かつ、この類似群は第9版及びこれ以前の版の類似群「2601 携帯ストラップ」とクロスサーチする。

区分表に含まれていない商品やサービスの類似関係の判断は、関連公衆の通常の認知力に基づくとともに、具体的な商品の機能、用途、主原料、生産部門、消費対象、販売ルートなどの要素、或いはサービスの目的、内容、方式、対象、場所などの要素を総合的に考慮し総合的に判断しなければならない。

商標登録審査と拒絶査定再審事件の審理は、原則的に区分表を判断根拠とし、商標異議、登録拒絶再審、無効宣告事件の審査審理における商品やサービスの類否判定に関わる場合、区分表を参照するとともに、「商標審査審理指南」の関連原則と結付けて個別に判定する。個別の審査審理では、区分表の範囲外の場合、実際の状況に合わせ、一定の類似関係がある商品やサービスについて、混同の可能性の判断において処理することができる。

## 5. さまざまな場面で関連する注意する事項

商標の登録出願、使用及び権利の維持などさまざまな場面で、事業者は、商品やサービスの分類本来の意味を積極的に理解するとともに、正しく運用しなければならない。具体的な注意事項は、以下の内容に含まれるが、それに限らない。

商標出願登録のとき、まず自身の実際の需要に合わせ、区分表に基づき指定商品やサービスを合理的に選択し、分類の基準や役割などの理解不足により、実際に使用を意図しない商標登録出願を大量に提出することを避けるだけでなく、具体的な商品やサービスに対する誤解による関連商標登録出願も避けるべきである。

例：

1. 衣料品関連の生産を主な事業とする企業は、自身の需要に合わせて第25類の関連商品を選択して登録出願できる。但し、通常は事業範囲と関係のない、類似群「0713 縫製、製靴工業用機械」、「3501 広告」、「3901 運送及び運送前の梱包サービス」などの商品やサービスに商標登録出願する必要はないのである。

2. 類似群「3503 他人のための販売促進」は、他人の商品やサービスの市場での売上や需要を増加させる支援をするために、具体的な提案、企画、コンサルティングなどのサービスを提供することをいう。一般的に、小売業に従事、或いは消費者に自社商品やサービスを卸売で直接販売する事業者は、この区分に登録商標出願する必要はないのである。

指定商品やサービスをあらかじめ確定した後、出願人は、十分な事前検索を行わなければならない。具体的には、指定商品やサービスと同一或いは類似の商品やサービスに、同一或いは類似する標章について検索し、商標出願が先行商標の存在により却下されないようにしなければならない。

例：

事業者は、「皮革の手入れ、クリーニングと補修」のサービスで商標登録出願しようとし、区分表を検索し、当該商品が第37類の類似群「3716 衣服、皮革の補修、保護、クリーニングサービス」の商品に属することを確定した。同時に、当該類似群の「注」部分は、当該サービスが類似群4010の「皮革の手入れ、なめし」などの商品と類似することが明確になった。したがって、検索のとき上記2つの類似群を同時に検索する。

3年連続商標不使用申立に対応する手続きで、事業者は、区分表に基づき商標の実際に使用した業務が「認可商品」で使用する要件を満たしているか否かを判断することができる。原則として、実際に使用した商品やサービスは、登録で認可された商品やサービスと一致しなければならない<sup>5</sup>。

注5: 実務において、実際の使用と使用が認可されたものが「同一商品」であるか否かの判断は、「北京市高級人民法院商標授權確実權行政事件審理指南」の19.8条の関連規定を参考にすることができる。

商標権維持の手続きで、事業者は、区分表に基づき類似する商品とサービスの分類し、同一或いは類似する商品サービスの関連商標を監視するとともに、商標自体の知名度、顕著性などの状況と結び付け、一部の商標に対し適切に監視範囲を拡大することができる。

商標異議、無効宣告、取消、訴訟などの手段を用いて自身の権利或いは権益を守るとき、区分表に基づく類似商品やサービスの区分状況に基づき、合理的な主張範囲を確定しなければならない。

参照サイト: [https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art\\_66\\_189403.html](https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/12/29/art_66_189403.html)

上記の翻訳は仮訳であり、不明な点は原文でご確認ください。

なお、上記の内容を当方がすべて推奨するものではありません、ご不明の点などはお気軽にお問い合わせください。連絡先: [kykip@kyk-inc.co.jp](mailto:kykip@kyk-inc.co.jp)